

<報道発表資料>

令和元年 8月 2日

目標設定型排出量取引制度の第3計画期間に適用する事項の決定について

本県では、二酸化炭素（CO₂）を多量に排出する事業所（年間エネルギー使用量が原油換算で3年連続1,500キロリットル以上の事業所。以下「大規模事業所」という。）を対象に、平成23年度から目標設定型排出量取引制度を施行しています。対象の大規模事業所には、県が定めた目標削減率に基づいてCO₂の総量削減に取り組んでいただいています。

このたび、令和2年度から令和6年度までの第3計画期間に適用する目標削減率等の事項を決定したので、お知らせいたします。

● 制度の概要

1 第3計画期間の目標削減率

第3計画期間の目標削減率は、業務ビル等22%、工場等20%とします。

事業所の種類	目標削減率（期間平均）		
	第1計画期間 (H23～H26)	第2計画期間 (H27～R1)	第3計画期間 (R2～R6)
業務ビル等	8%	15%	22%
工場等	6%	13%	20%

2 その他の適用事項

ア. 目標削減率の配慮事項

平成 24 年度以降に大規模事業所に該当した事業所にあつては、大規模事業所に該当した年度から 4 か年度に満たない期間に限り第 1 計画期間に適用される目標削減率（8 %又は 6 %）、5 か年度から 9 か年度に満たない期間に限り第 2 計画期間に適用される目標削減率（15 %又は 13 %）を適用します。

イ. 中小企業等への対応

中小企業等が設置する事業所にあつては、第 3 計画期間に適用される目標削減率を 3 / 4 に緩和します。

ウ. 医療施設への対応

人の生命又は身体の安全確保に特に不可欠な医療施設については、第 3 計画期間に適用される目標削減率を 2 %減じます。

エ. 取引に利用できる再エネクレジットの換算率

再生可能エネルギーの利用による削減量のうち、太陽光（熱）、風力、地熱、水力（1,000kW 以下）について、これまで認証電力量から算定した量の 1.5 倍をクレジットの量として認証としていましたが、第 3 計画期間においては 1.0 倍とします。

オ. トップレベル事業所認定の認定効果

第 2 計画期間に認定された事業所に限り、認定後 5 年間、トップレベル事業所認定の効果を有効とし、目標削減率を緩和します。

カ. 低炭素電力選択の仕組み

大規模事業所が「低炭素電力[※]」を調達した場合には、県が指定する第 3 計画期間における電気の排出係数との違いを、事業所の排出量算定に反映することができるようにします。

※ 太陽光、風力、水力などの非化石電源比率が高い電気

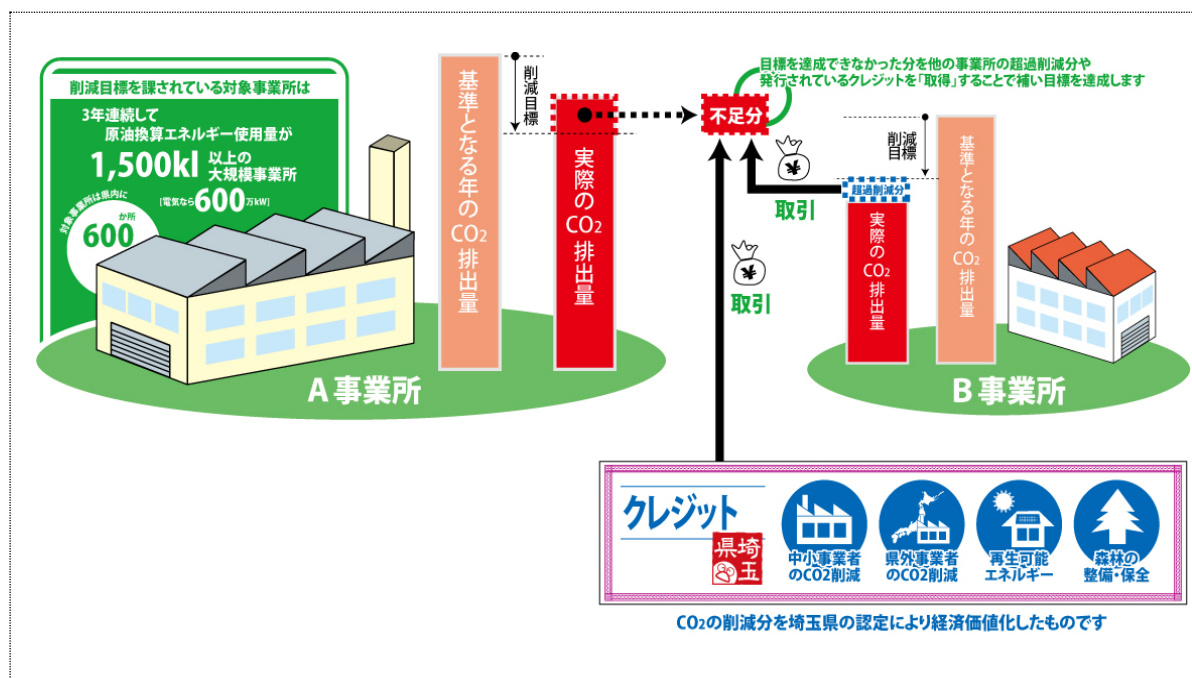
目標設定型排出量取引制度とは

平成 23 年 4 月から本県で導入された制度で、「原油換算エネルギー使用量」が 3 年連続で 1,500 キロリットル（電気の場合は約 600 万キロワット時）以上である事業所が、制度の対象となります。

制度の対象になると、過去の排出実績に応じて「基準排出量」を決めていただきます。各事業所には、基準排出量に対する CO₂ 排出量の削減目標が設定され、達成に努めていただきます。

自らの削減により目標を達成できない場合は、排出量取引により他の事業所の超過削減分や森林吸収量などをクレジットとして取得し、目標達成に充てることができます。

【参考】排出量取引の概念図



目標設定型排出量取引制度の主要事項

(**太字**：今回追加・修正事項)

1. 対象事業所の要件

原油換算エネルギー使用量が3か年度（年度の途中で使用開始された事業所の場合、その年度を除いて3か年度）連続して1,500キロリットル以上

2. 制度対象ガス

燃料、熱、電気の使用に伴い排出される二酸化炭素（エネルギー起源CO₂）

※ その他の温室効果ガスの削減量は、その事業所の削減目標の達成には利用可能（取引不可）とする。

3. 削減計画期間

平成23年度～平成26年度（第1計画期間）

平成27年度～令和元年度（第2計画期間）

令和2年度～令和6年度（第3計画期間）

以降、5年度ごとの期間

4. 排出量削減目標の達成確認期限

削減計画期間終了の年度の翌々年度の9月末日

（第2計画期間については、令和3年9月末日）

5. 削減計画期間の短縮

計画廃止が確定した場合には、削減目標の達成確認期限を、廃止が確定した日から180日後に短縮する。

6. 基準排出量

(1)平成18年4月1日に使用されている事業所であって、平成18年度以降の原油換算エネルギー使用量が1,500キロリットル以上の事業所については、平成14年度から平成19年度までの間のいずれか連続する3か年度の排出量の平均値（どの3か年度とするかは、事業者が選択可能）とする。

(2)(1)については改修工事等により、排出量が標準的でないと認められる年度がある場合には、2か年度又は1か年度とすることができる

(3)(1)以外の事業所については、削減期間が開始される年度の前年度までの3か年度の排出量の平均値又は県の定める指標（排出標準原単位）等による方法により算定される量とする。

7. 基準排出量の変更

延べ床面積の増減、用途の変更、設備の増減等、その他県が定める条件に該当する場合には、当該変更部分の標準的な原単位等を用いる算定方法その他の知事が別に定める方法により、基準排出量を変更することとする。

8. 目標削減率

(1)目標削減率は以下のとおりとする。

事業所の種類		目標削減率		
		第1計画期間 (H23～H26)	第2計画期間 (H27～R1)	第3計画期間※ (R2～R6)
1 区分	事務所、店舗、熱供給 事業所等 (1-1区分)	8%	15%	<u>22%</u>
	上記のうち、他人 から供給された 熱の割合が2割 以上であるもの (1-2区分)	6%	13%	<u>20%</u>
2 区分	第1区分以外の事業所 (工場、浄水場、下水 処理場等)	6%	13%	<u>20%</u>

※ 平成24年度以降に大規模事業所に該当した事業所にあつては、大規模事業所に該当した年度から4か年度に満たない期間に限り第1計画期間に適用される目標削減率（8%又は6%）、5か年度から9か年度に満たない期間に限り第2計画期間に適用される目標削減率（15%又は13%）を適用する。

(2)対象事業所のうち、ア～ウに定める中小企業等が設置するものは、第3計画期間に適用される目標削減率を3/4に緩和する。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）。ただし、当該中小企業者について、以下の要件に該当する場合は、目標削減率の緩和対象としない。

	要件
(ア)	<u>その子会社が大企業であるとき（以下「特定中小企業」という。）</u> <u>大企業若しくは特定中小企業又はその役員が当該中小企業の経営を実質的に支配している場合</u>
(イ)	<u>(a) 1の大企業若しくは特定中小企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を所有している場合</u>
	<u>(b) 複数の大企業若しくは特定中小企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を所有している場合</u>
	<u>(c) 1の大企業又は特定中小企業の役員又は職員が、当該中小企業者の役員総数の2分の1以上を兼務している場合</u>
(ウ)	<u>中小企業者（ア）及び（イ）を除く。）、イで定める組合等及び個人以外のものが中小企業の経営を実質的に支配している場合</u>

イ (ア)～(エ)に該当する者（以下「組合等」という。）

(ア) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に規定する協業組合、同項第8号に規定する商工組合又は同項第9号に規定する商工組合連合会

(イ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合、同条第1号の2に規定する事業協同小組合、同条第2号に規定する信用協同組合、同条第3号に規定する協同組合連合会又は同条第4号に規定する企業組合

(ウ) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合又は商店街振興組合連合会

(エ) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第3条に規定する生活衛生同業組合、同法第52条の4第1項に規定する生活衛生同業小組合又は同法第53条第1項に規定する生活衛生同業組合連合会

ウ 個人

(3)対象事業所のうち、主たる用途が病院その他の医療施設で構成されるものについては、第3計画期間に適用される目標削減率を2%減ずる。

9. 削減目標の達成方法

(1)各事業者は、各削減計画期間において、自ら削減した量に（ア）と（イ）を加え、（ウ）を減じた量の合計の量を削減目標量以上とするよう努めるものとする。

（ア）その他の温室効果ガスの削減量

（イ）排出量取引により取得した削減量（購入量）

（ウ）他者に移転した削減量（売却量）

(2)前の計画期間の削減量については、次の計画期間において利用可能とする。

（第2計画期間の削減量については、第3計画期間において利用可能）

(3)削減計画期間終了時に目標が達成できなかった場合には、次の計画期間において、次の計画期間で求められる削減量に、前の計画期間の目標達成に不足した削減量を加えた量を削減目標量とする。

（第2計画期間終了時に目標が達成できなかった場合には、第3計画期間で求められる削減量に、第2計画期間の目標達成に不足した削減量を加えた量を、第3計画期間における削減目標量とする）

10.取引に利用できる削減量

各事業者は以下の種類ごとに知事が別に定める方法等により算定される削減量を取引に利用できるものとする。

(1)超過削減量（県内大規模事業所において削減目標量以上削減した量）

(2)県内中小事業所削減量（県内の中小事業所において削減した量）

(3)県外削減量（県外の大規模事業所において削減した量）

(4)再生可能エネルギーの利用による削減量（電気等の環境価値を削減量に換算した量）

(5)森林吸収量（森林の整備・保全によるCO₂吸収増加量）

(6)連携自治体削減量（東京都内の事業所の超過削減量及び都内中小事業所削減量）

11.取引に利用できる削減量の上限・換算率

(1)超過削減量（移転（売却）上限）基準排出量の1/2

- (2)県内中小事業所削減量（上限）なし
- (3)県外削減量（取得（購入）上限）①オフィスビル等：削減目標量の1／3
②工場等：削減目標量の1／2
- (4)再生可能エネルギーの利用による削減量（上限）なし（換算率）**1.0倍**
- (5)森林吸収量（上限）なし（換算率）県内の森林：1.5倍、県外の森林：1.0倍

12.先進的な取組を進める事業所（トップレベル事業所）の扱い

地球温暖化対策の推進の程度が優れた事業所として知事が別に定める基準に適合することを知事が認めた事業所（トップレベル事業所）の目標削減率は、目標削減率の各区分に応じて、極めて優れている事業所は目標削減率を1／2に、特に優れている事業所は3／4に緩和するものとする（緩和期間：申請した年度から当該年度の属する削減期間の終了する年度（**第2計画期間に認定された事業所に限り、認定後5年間**））。

13.排出量及び削減量の検証

- (1)取引に利用する削減量は、県が別に定める方法による検証が必要。
- (2)事業者は、削減目標の達成の確認を行う際には、基準排出量、期間中の排出量を県が別に定める方法により検証した上で、県に報告するものとする。

14.排出量取引状況の把握

県は事業者から報告があった場合には、削減量口座簿に記録するものとする。

15.検証機関

基準排出量、計画期間中の排出量及び取引に利用する削減量（クレジット）等の検証は県が認めた機関が行うものとする。

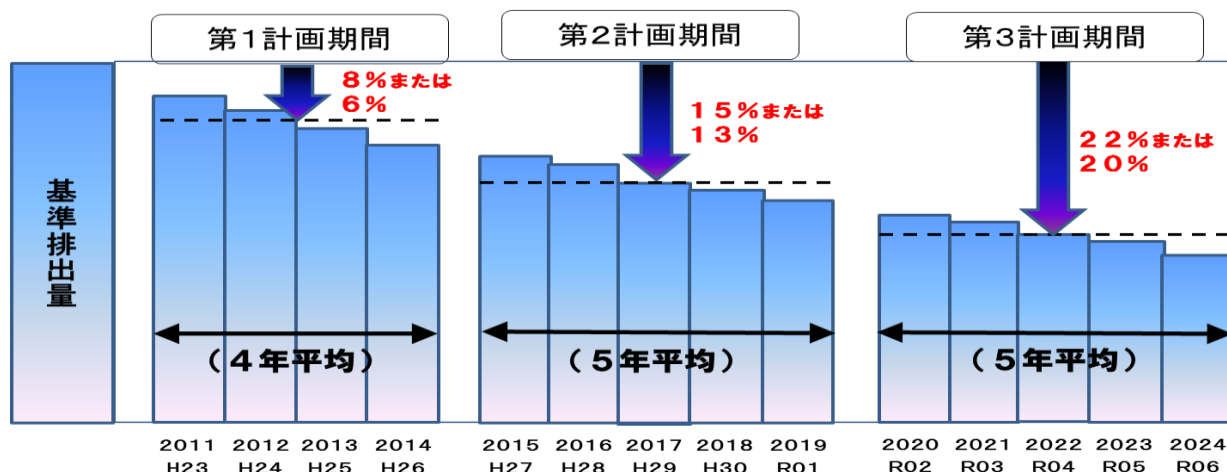
(第3計画期間から新たに適用される事項 詳細)

①目標削減率

第3計画期間の目標削減率は、大規模事業所の削減実績や制度開始当初に提示した削減率の案等を勘案し、事務所、店舗、熱供給事業所等(1-1区分)は**22%**、事務所、店舗のうち、他人から供給された熱の割合が2割以上であるもの(1-2区分)及び工場、浄水場、下水処理場等(2区分)は**20%**とする。

事業所の種類		目標削減率		
		第1計画期間 (H23~H26)	第2計画期間 (H27~R1)	第3計画期間* (R2~R6)
1 区 分	事務所、店舗、熱供給事業所等 (1-1区分)	8%	15%	22%
	上記のうち、他人から供給された熱の割合が2割以上であるもの (1-2区分)	6%	13%	20%
2 区 分	第1区分以外の事業所 (工場、浄水場、下水処理場等)	6%	13%	20%

※ 平成24年度以降に大規模事業所に該当した事業所にあつては、大規模事業所に該当した年度から4か年度に満たない期間に限り第1計画期間に適用される目標削減率(8%又は6%)、**5か年度から9か年度に満たない期間に限り第2計画期間に適用される目標削減率(15%又は13%)を適用する。**



対象事業所に 該当した年度	第1計画期間				第2計画期間					第3計画期間				
	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
2011														
2012		8%又は6%												
2013														
2014														
2015					8%又は6%									
2016														
2017														
2018														
2019														
2020										8%又は6%				
2021														
2022														
2023														
2024														

②中小企業等への対応

第3計画期間における目標削減率が適用される事業所のうち、**中小企業等が設置する事業所については目標削減率を3/4に緩和する。**

事業所の種類		第3計画期間における 目標削減率（期間平均）	
		緩和前	<u>緩和後</u>
1 区 分	事務所、店舗等（1-1区分）	22%	<u>16.5%</u>
	上記のうち、他人から供給された熱の割合が2割以上であるもの （1-2区分）	20%	<u>15%</u>
2 区 分	第1区分以外の事業所 （工場等）	20%	<u>15%</u>

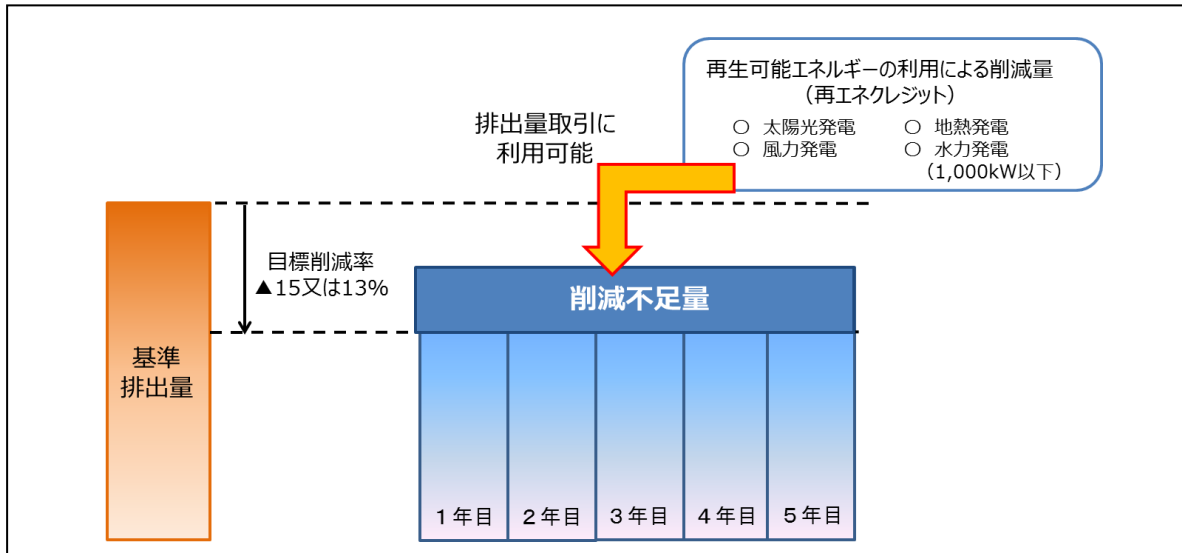
③医療施設への対応

第3計画期間における目標削減率が適用される事業所のうち、**人の生命又は身体の安全確保に特に不可欠な医療施設については、目標削減率を2%減ずる。**

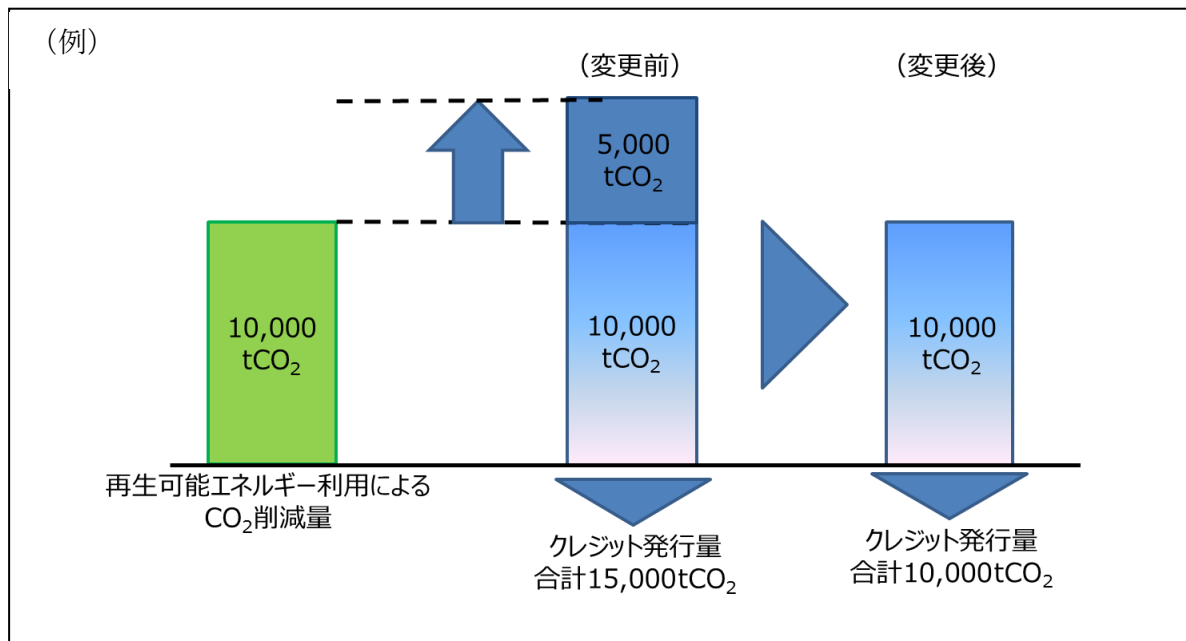
事業所の種類		第3計画期間における 目標削減率（期間平均）	
		緩和前	<u>緩和後</u>
1 区 分	病院等（1-1区分）	22%	<u>20%</u>
	上記のうち、他人から供給された熱の割合が2割以上であるもの （1-2区分）	20%	<u>18%</u>

④取引に利用できる再エネクレジットの換算率

再生可能エネルギーの利用による削減量（再エネクレジット）を排出量取引に利用することができる。

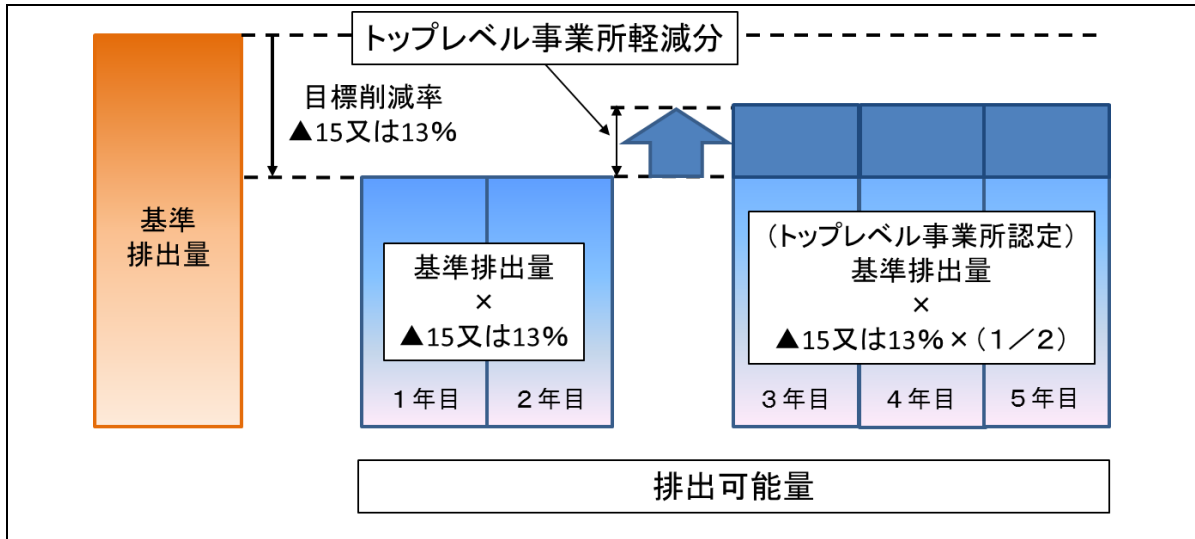


太陽光（熱）、風力、地熱、水力（1,000kW以下）について、第2計画期間までは実際の再生可能エネルギーの利用による削減量の **1.5倍** までクレジットを発行することが可能とされていたが、第3計画期間においては **1.0倍** とする。



⑤ トップレベル事業所認定の認定効果

地球温暖化対策の推進の程度が優れた事業所として基準に適合することを認めた事業所（トップレベル事業所）の目標削減率は、1/2又は3/4に緩和するものとしている。



緩和期間は申請した年度から当該年度の属する削減期間の終了する年度としていたが、**第2計画期間に認定された事業所に限り、認定後5年間**、トップレベル事業所認定の効果を有効とし、目標削減率を緩和することとする。

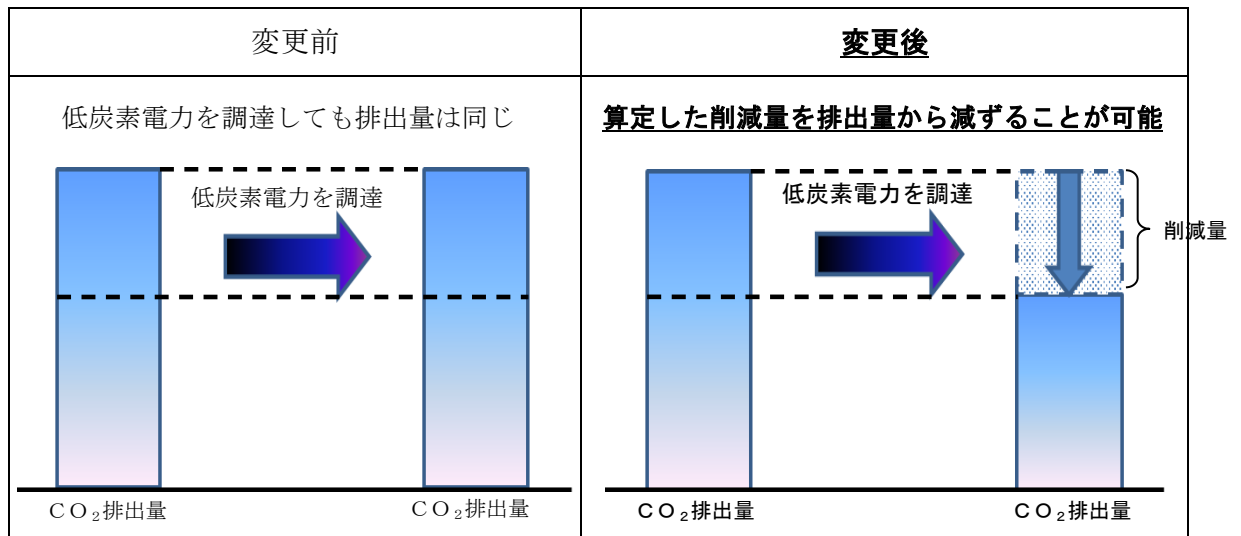
(例)

		第2計画期間					第3計画期間				
		2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R01	2020 R02	2021 R03	2022 R04	2023 R05	2024 R06
(変更前)				認定	→						
(変更後)				認定	→						

⑥低炭素電力選択の仕組み

第2計画期間においては大規模事業所が再生可能エネルギーや水力発電などの非化石電源比率の高い電気（低炭素電力）を調達しても、排出量の算定に反映できなかった。

第3計画期間においては**大規模事業所が低炭素電力を調達した場合には、次のとおり算定した「削減量」を事業所の排出量から減ずることができることとする。**



<低炭素電力の定義>

電気の排出係数が 0.37[t-CO₂/千 kWh]以下 である電力

<低炭素電力調達による削減量の算定方法>

$$\text{削減量} = \text{低炭素電力調達量} \times \left(\begin{array}{l} \text{第3計画期間の排出係数} \\ (0.495) \end{array} - \begin{array}{l} \text{調達した低炭素電力} \\ \text{の排出係数} \\ \underline{(0.37以下)} \end{array} \right)$$